

山田孝雄に関する一考察

邢鎮義*・韓有善**

(e-mail : hjini117@hanmail.net* / hanyuseon@hanmail.net**)

目次

1. はじめに
 2. 先行研究と研究方法
 3. 山田孝雄における文法研究
 4. 山田孝雄と近代日本の「国語」
 5. 山田文法にみる政治性
 6. おわりに
-

1. はじめに

山田孝雄（1873～1958）は、よく知られているとおり、時枝文法、橋本文法と並んで日本の三大文法として知られている研究者である。当然のことながら山田文法は「日本語学」研究において、今日でもその足跡はけっして小さなものではなく、山田＝文法として受け止められている。しかし山田の研究活動全体を見渡すと、文法研究はその一部にすぎず、ほとんどが国家主義思想に基づいた思想書や日本の歴史、古典の研究などである。これは山田の関心を表わすことであり、山田文法の性格を規定することでもある。

そもそも「文法」とは、一般的に言語の体系そのもの、あるいはその体系を研究・記述すること（『現代言語学辞典』 p 261、成美堂）という定義がもっとも普遍的であろう。この定義に基づくと、文法は言語の体系そのものであるから、いかなる思想や価値判断が介入する余地もなく、無色透明のように受け止められがちである。しかし、だれが、なぜ、どのように言語の体系を意識し、研究したかについて、すこしだけ注意を払ってみると、「文法」は単なる言語の体系の記述ではないことがわかる。その意味において『国語学大辞

* 우송대학교 일본학과 초빙교수, ** 우송대학교 일본학과 교수.

典』の次のような記述は、たいへん興味深い。

文法という述語を定義するということは、文法とは何かという問いに答えることであり、よるべき文法理論が異なれば当然、文法の定義も異なることになる。逆に、どのような形のものであるにせよ、なんらかの文法理論、あるいは指導原理といったものを、その背景にもっていないような文法というのは考えられない。（『国語学大辞典』p777、東京堂出版）

文法はそれぞれ、なんらかの指導原理を背景にもっており、それによって文法の定義も異なるというのである。つまり、文法は単なる言語の体系ではないというのである。本稿はこのような問題意識に基づいて、「文法」は客観性と法則性に基づいた言語現象であるという一般論に疑問を投げ掛け、再考察したいと思う。そこで文法研究に対する問題提起として、山田文法を取り上げ、山田文法の思想背景に迫り、その思想と近代日本の「国語」との関係について考察したい。

2. 先行研究と研究方法

山田孝雄に関する先行研究は、山田文法を「国語学」の観点から取り上げている研究として、大久保忠利（1955, 1961, 1968）、川端善明（1963）、尾上圭介（1981, 1986, 1993）などが挙げられる。

そして山田の言語思想面においては、イ・ヨンスク（1996）、子安宣邦（2003）などが注目される。イ（1996）は、山田の日本の伝統と歴史重視の言語観に注目し、「国語」改良を手がけていた「国語調査委員会」主導の「国語」政策との対立関係、つまり山田の「保守」と同委員会の「改革」の対立を中心に述べており、子安（2003）は、「漢字論」として「漢語」を「国語」への侵入者とみなし、「純粋な国語」を保存しようとした山田の漢字に対する言語観について考察している。両方とも山田の国家主義思想に基づいた言語観に注目した研究である。

本稿はこれらの研究をふまえ、研究方法としては山田の研究の全体像を描き、そこから山田文法の指導原理となる思想に迫ってみたい。そして山田の「国語」思想、あるいは言語観は近代日本の「国語」構築とはどのような関係にあり、その「国語」構築にあたって、山田はどのような姿勢で臨んだのかについて考察する。そして最後に文法は単なる言語の体系の記述ではないことを、山田文法に垣間見られる国家イデオロギーを通して論じたいと思う。

3. 山田孝雄における文法研究

山田孝雄の文法研究においては、まず、富山の鳳鳴義塾で教師をしていたとき、生徒から受けた質問（助詞の「は」は主格以外にも用いられるのではないか）に答えられなかったことから文法研究に足を踏み入れたという有名なエピソードがある。そこから始まった山田の文法研究は、時枝文法、橋本文法と共に日本の三大文法と呼ばれている。つまり日本語の文法研究において山田孝雄の存在感は絶大なものであるといってもよからう。しかし山田は、「自分の本来の目的は、文法という如き小問題ではないが、誤謬を見過ごして知らぬ顔をして通るわけにはゆかないため、本来の目的をまずあとにして、文法研究に着手した」¹⁾と語っていることから推測できるように、山田の「本来の目的」は文法研究ではなかった。

このことは膨大な山田の著作を調べても分かる。山田は1902年『日本文法論上巻』を筆頭に、著作活動を行うのであるが、その目録は以下のとおりである。

【日本語の文法関連著作】

『日本文法論上巻』（1902）、『日本文法論』（1908）、『日本文法講義』、
『日本口語法講義』（1922）、『敬語法の研究』（1924）、『日本文法要論』
(1931)、『日本文法学概論』（1936）、『日本文法学要論』（1950）

【国語及び国字関連著作】

『国語沿革大要』（1908）、「文部省の仮名遣改定案を論ず」（1925）、『仮名遣の歴史』（1929）、『国語学史要』（1935）、『国語史文字編』（1937）、
『五十音図の歴史』（1938）、『国語の本質』（1943）、『国語学史』（1943）

【古典研究及び国粹主義的思想の著作】

『戊辰詔書義解』（1909）、『大日本国体概論』、「教育勅語の一徳の解釈について」（1910）、『平家物語につきての研究・前編』（1911）、『奈良朝文法史』、
『平安朝文法史』（1913）、『平家物語につきての研究・後編』（1914）、
『御即位大嘗祭大礼通義』（1915）、『新撰字鏡攷異口索引』（1916）、
『一切経音義索引』、『古京遺文』、『玉の御声』（1922）、『国民精神振作に
関する詔書義解』、『国民道徳言論』（1924）、『万葉集講義卷第一』、『色
葉字類抄攷略』、『方丈記』（1928）、『平家物語』（1929）、『和漢朗詠
集』、『連歌及連歌史』、『祝詞宣名』、『万葉集講義卷第二』、『神皇正統

1) 中山栄子（1980）「国語学五大人 山田孝雄先生」『名月記』

記述義』、『国語政策の根本問題』（1932）、『平家物語』、『国体の本義』（1933）、『鎌倉時代の文芸』、『源氏物語の音楽』、『教育に関する勅語義解』、『典籍説稿』（1934）、『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』、『国体の淵源を教ふる国生の物語』、『古事記序文講義』（1935）、『古史徴開題記』、『連歌法式綱要』（1936）、『連歌概説』、『万葉集講義卷第三』（1937）、『国体と文化』、『国語尊重の根本義』（1938）、『肇国の精神』、『国学の本義』（1939）、『古事記上巻講義一』、『肇国と建武中興との聖業』、『国語の中における漢語の歴史』、『平田篤胤』（1940）、『国史に現れた日本精神』、『敬神』、『桜史』（1941）、『皇国頌詞』、『神道思想史』、『国民教育と敬神』、『国体と修史』、『日本肇国史』、『土砂日記』（1943）、『古事記講和』、『国史の精神』（1944）²⁾

以上の目録の題名からわかるように、山田の著作のうち文法は一部にすぎず、ほとんどは日本の古典研究と国粹主義思想に関する著作である。このことは山田の関心が言語そのものよりは、思想に集中していたことを物語っていると思われるが、これをさらに明確にしているのが、1901年、山田が26才の時に著したとされ、山田の没後に息子忠雄によってまとめられた『山田孝雄の立志時代』である。山田は同書を自分の研究計画として位置づけ、この研究を「日本文献学」としている。そしてその緒言に「畢生の目的」は日本の古代からの文化資料の究明であるとし、次のような項目を立てている。

内編 思想編

- | | |
|-----|--------------------------|
| 第一部 | 個人編 |
| 第一 | 日本民族の哲学思想の変遷 |
| 第二 | 日本民族の宗教思想の変遷 |
| 第三 | 日本民族の審美思想の変遷 |
| 第四 | 日本民族の道德思想の変遷 |
| 第五 | 日本民族の心的生活 |
| 第二部 | 社会編 |
| 第六 | 日本民族の国家思想の変遷 |
| 第七 | 日本民族の国民理想の変遷 |
| 第八 | 日本民族の社会意識の変遷 |
| 第九 | 日本民族の社会思想の変遷（法制、経済等に関する） |
| 第十 | 日本民族の社会生活 |

2) この目録は、富山図書館編『山田孝雄文庫目録』（1999）を、テーマ別に再構成したものである。詳しいところは、同書を参照されたい。

外篇 文化編

- | | |
|------|------------------|
| 第一部 | 語学編 |
| 第十一 | 日本音声学 |
| 第十二 | 日本音声史 |
| 第十三 | 日本語史 体言部・用言部・助辞部 |
| 第十四 | 日本語法史 |
| 第十五 | 日本語学 |
| 第十六 | 日本語彙 |
| 第十七 | 外来語彙 |
| 第十八 | 日本修辞の変遷 |
| 第十九 | 作歌学の変遷 |
| 第二十 | 作文学の変遷 |
| 第二部 | 文学編 |
| 第二十一 | 日本文学概覧 |
| 第二十二 | 日本漢文学史 |
| 第二十三 | 日本散文学史 |
| 第二十四 | 日本律文学史 |
| 第三部 | 参考編 |
| 第二十五 | 日本宗教史 |
| 第二十六 | 日本美術史 |
| 第二十七 | 日本社会史 |
| 第二十八 | 日本学術史 |
| 第二十九 | 日本政治史 |
| 第三十 | 日本制度史 |

山田は自ら「畢生の目的」として立てたこの研究計画に基づいて、既述した著作活動を行ったのだが、両方を照らし合わせると、結果的には首尾一貫した研究態度で研究に臨んでいたことが分かる。

上の研究計画を分析すると、山田の研究は思想と文化の二本立ての構図となっており、思想を内なるものとして位置づけ「内編」とし、文化は外として位置づけ「外篇」としている。そしてその「外篇」で主に言語に関して研究するのだが、内容は日本音声史、言語史、語法史、日本修辞の変遷、作歌学の変遷、作文学の変遷といったように、日本語の歴史がメインとなっている。つまり、「日本人」の歴史と思想面に迫る研究が主で、文法研究はその一部として認識し、さらに詳しくは日本文化の一つとして位置づけて研究したのである。

このような研究態度について、山田は1938年著した「国語と国民性」の中で、「国民

性といふものはその国の歴史を通じて世々継承し来つた国民特有の遺伝的特質であつて、国民一般の拠つて立つ所の本源の精神」であるとし、「その国民性はあらゆる国民的精神生活の上にあられるが、最も著しく之を徴し得るものは精神の表現たるべき、歌舞とか、芸術とか、又宗教、道徳、言語といふ方面であり、それと同時に歴史の上に著しく、その跡をのこしてゐる。それで私は国民性を研究する上に、最も手近くて、しかも重いものは国語と国史と古典との三者であると思ふ」と述べている。つまり膨大な著作を通して山田が描き出そうとしたのは「国民性」に関する研究、すなわち「日本人論」であり、「国語」研究、文法研究はそのための手段であつたのである。

さて、山田は国語研究、すなわち文法研究を通して日本人の国民性に迫ろうとしたのだが、山田にとって「国語」とは、どのようなものであつたのか。「国語」のあるべき姿をどのように描いていたのか、確認する必要があると思う。ちなみに『日本文法論』とその他の文法研究は、文語の語法であつた。これには山田の言語観が明確に現れており、山田は「實際話される言葉」、つまり「口語」には、次のような考え方を示している。

口語のみが實際の国語で、文字で書いたものなどは重きをおくに足らぬといふやうな意見は、文語と口語との區別を知らないのみならず、公的言語と私的言語との區別がこの差別の間に万せられてあることをも知らないものであつて、一面には文化といふ重大な事実を無視し野蛮人の言語を標準とした謬見であつて、文化を有する国民を侮辱したものである。凡そ文化を有する国民にあつては言語は口と耳との間に授受せらるゝに止まるものでは無くして、文字により文章として盛んに用ゐられ、之によつて、各般の文化事実が絶えない進展をなすこととなるものである。今若し文明社会から一切の文字文章を奪ひ去つたならば、その文化は忽ちに消え失せ野蛮の境に陥ることは明らかである。特に文語はわが国にあつては国家公式の語として之を尊重せねばならぬものである事は事実上明白である。(山田[1943a:51頁])

これは当時の「国語調査委員会」主導の「国語」政策、つまり話し言葉を中心とする、言文一致文体確立と標準語政策、表音仮名遣採択など、分かりやすく「国語」を改良しようとする政策に対する意見表明である。實際話される口語を重視することは、文化を無視し、文化を有する国民を侮辱することであるので、日本は文字言語、つまり文語を盛んに用いることによって、日本の文化の進展をなすようにしなければならないという。そして文語は日本にとって国家の公式言語として尊重しなければならないというのである。山田のこのような言語観は、終始一貫した考え方であり、これは近代日本の「国語」政策とは激しく対立するものであつた。

4. 山田孝雄と近代日本の「国語」

近代日本の「国語」は、よく知られているように、1896年上田万年によって打ち立てられ、1902年日本における最初の言語政策機関である「国語調査委員会」によって整備され構築される。同委員会は次のような基本方針を打ち出し、「国語」構築に取り掛かった。

- 一、文字ハ音韻文字（フォノグラム）ヲ採用スルコトハシ、仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
- 二、文章ハ言文一致体ヲ採用スルコトハシ、是ニ關スル調査ヲ爲スコト
- 三、國語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
- 四、方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト

この方針はその後の「国語」構築においてもそのまま受け継がれることになるが、基本方針の内容である音韻文字の採用、言文一致体の採用、音韻組織の調査、方言調査による標準語制定などは、音声言語、つまり話し言葉が中心となっていることが分かる。このことは近代日本の「国語」の核心として、注意を払いたい。

近代国民国家の「国語」構築において、話し言葉、即ち音声言語が前面に登場するのは、日本に限ったことではない。韓国が漢字による文字言語を辞めて、話し言葉を基に表音文字であるハングルによって近代文体をつくり、それを基にした近代の「国語」を構築したのも同じ文脈の出来事であり、ヨーロッパの諸言語がラテン語から解放され、それぞれの民族の話し言葉に基づいて各国の「国語」を構築していったのも同じことである。

その「国語」は単なる「語」ではないのは言うまでもない。近代国家における「国語」は、その言葉によって「国民」としての一体感を持たせる装置として構築されるものである。すべての「国民」が共有し、その言葉によって一体感が生まれるようにするためには、だれもが理解できる言葉でなければならない。そのために既存の難しい文章ではなく、話し言葉を中心とする平易な言葉の規範をつくらなければならないのだが、それがつまり「国語」なのである。近代国家の「国語」構築は、言い方を変えれば「国語」改良といってもよからう。

さて、日本語の文法研究を日本「国民論」の研究として位置づけていた山田孝雄は、近代日本のこのような「国語」（言わば「国語」改良）について、どのような考え方を持っていたのだろうか。既述のように山田の研究は文献学的な研究方法をとっており、常に書かれた文字、文章が研究対象であった。つまり実際話される話し言葉は、山田にとっては研究対象ではなかったわけである。研究対象にならないばかりか、既述の引用文によると

話し言葉は「野蛮人」の言語であるという認識なのである。その延長線上で、近代日本における「国語」政策、すなわち「国語」改良について、山田は次のように述べている。

国語には祖先以来の尊い血が流れて居り、その中には国民精神が宿つて居るのであるから、之を改めんとすることは、日本人としての考え方の改革であり、国民精神の改革であるといふことになる。そんなことを平気で審議しようなどと云ふのは、気狂の沙汰だと云はれても仕方があるまい。-略-之は国家に対する冒瀆である。(山田[1943a:83頁])

「国語」を話し言葉に基づいて平易に改めることへの反対意見であるが、一つ注目したいのは、山田の「国語」には祖先以来の血が流れており、そこには国民精神が宿っていると述べている点である。この考え方は近代日本の「国語」の基礎をつくった上田万年の「国語は日本人の精神的血液である」³⁾とした国語の理念と共通している。これは近代日本の「国語」イデオロギーを批判する際に、必ず引き合いに出される理念であるが、しかし上田はそのような理念に基づいて、既述した「国語調査委員会」を率いながら「国語」改良に努めたのに対し、山田は同じ理念に基づきながらも「国語」改良は「国民」精神の改良であり、それは国家に対する冒瀆であるとまで述べて、「国語」改良に強く反対し、「国語」の伝統の保持を主張するのである。山田は最後まで一貫してこのような立場を貫き、とりわけ表音仮名遣採用や漢字節減問題などにおいては、もっとも激しく反対し一歩も譲らなかった。山田をはじめとする保守派のこのような反対により、近代日本の「国語」問題のうち、表記法の問題は1945年敗戦まで解決できず、歴史仮名遣が採用された。

次に、山田の「国語」に対する考え方が現れている発言を、いくつか紹介する。

国家が今日まで維持せられて来た根本が、国民精神によるものであることは言を俟たぬが、その国民精神を最も具体的に認識することの出来るのは、一に国語によるものである。今日の国語は、今日までの日本の歴史の結果であり、その故に、国家の精神が一貫してこの国語の中に流れて居るといふことが出来る。国語こそは、国民的文化の宝庫である。即ち国語は我々の遠い祖先から伝わつて来た尊い精神的遺産である。その国語の伝ふる精神は我々の血の流れの中に伝はり、尊い父祖達が持つたと同じ様な興奮と感激とを今も我々に与へる。その時には我々と我々の先祖とは、国語によって同心一体となるのである。(山田[1943a:79～80頁])

3) 「日本語は日本人の精神的血液である」という言説は、上田万年が1894年行った講演「国語と国家と」において述べたもので、その後、近代日本の国家語としての「国語(日本語)」のイデオロギーを支えることになる。上田[1894/1968]を参照されたい。

- ・ 我々の日常使用する純正たる国語といふものはこの国家とそのはじめを一にしてゐると信ぜられるものである。(山田[1943a:43頁])
- ・ 要するに国語は永遠に一つである。古今を貫いて、絶対的な時間性の上に立って居る。(山田[1943a:81頁])
- ・ 国語は国家の精神の宿つてゐるところであり、又国民の精神的文化的な共同的遺産の宝庫であると共に、過去の伝統を現在と将来とに伝へる唯一の機関である。(山田[1943a:52頁])
- ・ 今日国語は、今日までの日本の歴史の結果であり、その故に、国家の精神が一貫してこの国語の中に流れて居るといふことが出来る。(山田[1943a:40頁])
- ・ 開闢以来革命といふものがなくて、万世に亘つて変わる事の無い我が国家、我が民族にあつては、国語の根本的の変革といふものが一度も行はれないから、我々の日常使用する純正なる国語といふものはこの国とそのはじめを一にしてゐると信ぜられるものである。(山田[1943a:105頁])
- ・ 要するに国語は我々国民の遠い祖先から継承して来た精神的文化的遺産である。後世の子孫に伝わつてゐる遠い祖先の血が遠祖を持つてゐたのと同じ興奮と感激とを後世の子孫の心に湧き立たせるがごとくに、国語は横には現在の国民の心を結合して一つとなす力を有すると同時に、縦には時の古今を貫いて遠祖よりの心と現代の心とを一つにする力を有するものである。(山田[1943a:112頁])

要は、「国語」は国家精神であり国民精神として、日本の歴史の結果であるという。そして「国語」と国家は一つであり、永遠に一つであるといつて、やたら「国語」の歴史性、つまり「国語」は永遠に変わらないもので、過去と現在、未来に繋がっていると強調していることに気が付く。山田にとって「国語」は、言葉の領域を越えた存在なのである。しかし「国語は永遠に一つであり、古今を貫いて」云々というこのような発言は、亀井孝の「「こくご」とはいかなることばなりや」の一文を思わせる。亀井は「国語」、つまり「日本語」とは何かについて、次のように述べている。

しかしながら「それではそもそも日本語とはなにか」ともここにひらきなおってそう問うならば、これはもはやけって自明の概念ではない。なんらの抽象の操作をまつことなしにすでに言語そのものが一個の統一として実在の対象としてわれわれのまえにまずあるわけではないからである。(亀井[1971:229])

すなわち万葉集のことばと二十世紀の日本の言語とがその実質においていかにことなつたものであつても、なおかつこれらをわれわれがともに「ひとつの日本語のすがた」としてうけとるようにならざるを得ないならば、このばあいそれはすくなくとも直接には純粹な意味での言語学の影響によるものではなく、ある固定した観念の独断である。そういう独断は歴史を超越する形而上学的な絶対的存在を暗黙のうちに一いわば神話として一仮定するそういう思想からのひとつの派生である。(亀井[1971:232頁])

亀井のこの指摘に基づいて考えてみると、山田の「国語は永遠に一つである」という認識は、ナショナリズムによる独断であり、「日本」という絶対存在を仮定する思想に他ならない。つまり、山田のこのような認識は言語そのものによるものではなく、思想による問題なのである。

結果的に山田は、「国語調査委員会」による「国語」政策、つまり話し言葉を中心とする言文一致体（口語体）文章の拡大、表音仮名遣い採用、漢字節減などの一連の「国語」改良に強く反対し、最後まで「国語」として認めようとしなかった。そして文法も含め、「国語調査委員会」による国語の規範については「大体からいふと、今の国語学といふものは明治の中頃に西洋の言語の学問が輸入せられて来てから、それらに説く所の理法に国語をあてて説かうといふのが主眼になつていふと思ふ。略わが国語は西洋の言語と性質も歴史も違ふからして、西洋の言語の理法をそのままあてて説いてみても正鵠にならない点があり、又西洋の言語に全く見えない現象もあるから、国語の学問として、隙間だらけのものである」（山田[1935:2頁]）という理由から認めなかった。そのことは山田が著した『国語学史』と『国語学史要』にもよく表れており、両方とも『国語学史』と題しながら、奈良朝時代の文献から大槻文彦まで、つまり明治20年代までで終わっている⁴⁾。明治20年代以降の「国語」は「国語」ではないという姿勢なのだが、その理由については、次のように、明確に述べている。

私は国語学史を書いたが、それは明治20年頃を以て終わつてを。なぜ二十年頃を以て了へたかといへば、それから後の国語学はその出発点が間違つてゐる。これが反省してしまふまでは歴史は書けない。それで書かないのである。意味なしにそこで筆を擱いたのではない。（山田[1943a:32頁]）

山田によると日本の「国語」は日本の伝統によるものでなければならない。しかし今の「国語」は出発点が西洋言語学にあるため「国語」ではないと述べているのだが、山田文法の特徴としてもっとも有名な「統覚作用」、「述体」、「喚体」、「陳述」などの概念は、ハイゼの『ドイツ語文典』から学んだことであり、さらに遡ってはブント心理学に由来していることは、よく言われていることである（古田[1976:319~324頁]）。つまり、山田文法も根幹は西洋文法にあるといってもよからう。そうすると山田が批判している明治20年代以降の「国語」は、西洋言語学の影響云々ではなく、話し言葉を前面に出した「国語」改良が問題であったのであろう。なぜなら、山田にとって「国語」は「日本人の思想」そのものであるため、変えてはいけなものであったのである。なお、このことは徹底的に文献学的研究を見地してきた研究者としての譲れない立場でもあったといえよう。

4) 両方とも最後は馬場辰猪の口語法の研究に触れているが、これは馬場の口語研究に注目したからではなく、馬場が「日本語廃止論・英語採用論」を唱えた森有礼に対抗して行った研究であるためである。

5. 山田文法にみる政治性

山田の文法研究は、既述したように「日本人論」の研究の一部として行われたものである。それでは、そもそも「文法」そのものについては、山田はどのようにとらえていたのか。山田は文法について、次のように述べている。

日本の言語といふものは、日本人のものの考へ方、考へた結果、其れ等を形に表したものだ云ふことが出来る。従つて日本語で表現して居るものが日本思想の全部であつて、それ以外には日本の思想はあり得ないわけである。-略-所謂文法とは、かうした日本人の物を考へる方式に名付けた語である。だからこれを裏から云へば、文法を無視しては、日本人としての考へ方が出来ないと云ふことになる。ところが世間には、文法を蔑視して居る人が少なくない。-略-文法とは、日本人の考へ方であるから、これを非難し蔑視することは、日本人を非難し蔑視する結果になる。(山田[1943a:67頁])

言語＝日本人の思想、文法＝日本人の物を考える方式であるため、文法を無視しては日本人の考え方ができないという認識なのである。つまり、逆からいえば文法体系の共有を通して、同じ考え方の共有ができ、そうすることで「日本人の思想」が可能になるというのだが、そもそも文法とは、外国語を学ぶ時にはじめて意識するものであるというのが、一般的な考え方である。つまり文法とは、他者認識において生まれたものなのである⁵⁾。しかしその文法を母語にあてがい、母語話者に学ばせ、そこから「日本人の思想」の共有を見いだそうとしている。「母語の文法」、近代国家の「国語」はここから始まるのであるが、それはさておいて、山田の思っている「日本人の思想」とは、果たしてどのようなもののだろうか。それはおそらく彼の膨大な著作と1946年、国粹主義者として公職追放処分を受けたことが代弁するように、万世一系の天皇制ナショナリズムを中心とする思想であるといえよう。

山田文法は、このような認識に基づいて立てられたものだが、山田文法の特徴を語る際、必ず取り上げられるのは「統覚作用」と「陳述」、「述体の句」、「喚体の句」である。この概念は山田によってもたらされ、『日本文法論』以降の山田文法は、これらの概念を柱として組み立てられており、山田自信、「国語(日本語)の独自性」としてこの概念を持ち出している。

簡単にいうと、文とは、統覚作用がはたらいた語の集まりであり、それを述体と喚体に分けて考える。そして統覚作用を言語として表現することを陳述とし、その陳述の作用は「用言に寓せられてあり」とするものである。つまり、山田は語の運用によって文が構成されるとみるが、文が内容的に思想である以上は、そこに意識を統一する心理的作用が働いてい

5) 田中克彦の『ことばと国家』を参照されたい。

なければならないと考え、これを統覚作用とした。山田は言語において心理作用を主軸としているが、『日本文法論』の緒言においても「文法の根底は決して学者一家の私見に止まらずして、深く人心に根ざし、固く国語の本性に存することを示さむが為なり」と述べ、文法＝人の心＝「国語」の本性であるとしている。さらに「今若一の国語につきて論ぜむと欲せば、先其の国語の性質を顧みざるべからず。さても言語は個人の所生にあらずして社会の生産なり、民族の所生なり、言語の内容は民族の心理なり」と述べており、言語と文法を「日本人」の思想と心理に結び付けているのである。しかしこの場合の思想と心理は「日本人」の共有すべきとされる思想であり心理であるが、何も具体的な要素を示さず、限りなく閉鎖的な概念といえる。

そして「喚体の句」は、今日でいう名詞文で、山田の説明によると、「直感的一元性の発表にして、感情的の発表形式をとることに於いて、述体の句の理性的二元性の発表たるものと性質と構造との二面に於いて根本的に違ふものとして対立するものなり」（山田[1936：936頁]）とある。さらにこの喚体の句について山田は、主格をあげて他に対立させる思想発表の形式とは著しく違うものであり、「没我的態度のあらわれ」であるという。そして「この種の発表についての受け取り方、味ひ方を知らないものは、わが国の歌文ことに俳句、和歌を味わうことが出来ぬであろう」（山田[1938：37頁]）と述べている。たしかに喚体の句の例として挙げているものも、「老いず死なずの薬もが」、「君が八千代にあふよしもがな」などのように和歌が多い。つまり山田は和歌や俳句に直感的、感情的に共感を覚えることで「日本人」としての思想、心理を確認することが出来、そうすることによって、日本の「国語」を成り立たせようとするのである。だとすれば、山田文法というものは「直感」、「国民感情」に頼った、きわめて主観的であり、観念的な文法体系であるといえよう⁶⁾。そして山田文法が「直感」に頼った文法であるなら、文法研究を通して描こうとした「日本人」という表彰も直感による、きわめて主観的で曖昧な概念といわざるを得ない。

このような山田の言語観と文法論は、後に時枝文法のポイントである「言語過程説」⁷⁾にも影響を及ぼした。

6. おわりに

学問研究の領域において、よく「客観」、「実証」などが語られる。しかしそれが人間によって行われた研究である限り、全くの「客観性」というものは保証できるものではない

6) 山田文法に対する批判は、大久保（1955）などを参照されたい。

7) 「言語過程説」は、江戸時代以前の国語研究者の言語観に基づいたもので、言語は人間の外在するものではなく、人間の行為そのものであるという考え方、さらに言語は思想の表現であり、理解であるという。

といってもよからう。とくに言語研究の場合、「だれが」、「なぜ」、「どういう背景」で行ったかを、それぞれの立場から分析してみると、その結果は明らかであろう。文法学者の数だけ文法論があるといわれるが、まさにこのことを指して言っているのだと思われる。つまり、文法は単なる言語体系の記述ではないのである。本稿は山田文法を通して、この点について考察した。

山田孝雄の研究は、本稿で確認したように、言語は日本人の思想であるという前提で、「日本人」のあるべき姿を描くための研究であった。文法研究もその延長線上で、「日本人」の思考方式を究明し、山田の思想に基づく「望ましい日本人像」をつくっていく方法として行われたといえる。その「望ましい日本人像」というのは、彼の著作が物語っているように、「永遠に変わらない、万世一系の天皇を中心とする」国家観に基づいて、「直感」と「感情」を共有する「日本人」である。非常に主観的であり、曖昧な概念であるが、山田は「国語」も「文法」も、こういう立場でみていたのである。

そして山田文法の特徴の一つである「喚体の句」の意味を「国語（日本語）」にあてて拡大解釈もできるが、山田にとって「国語(日本語)」は「一元性の直感的発表形式」として「日本語を母語とする日本人が、自然に身につけている感性に依拠し、直感的に把握することができる」ものなのである。山田の「国語(日本語)」あるいは文法に対する構想は「日本語」を特殊なものにして、あたかも特殊な遺伝子をもつ「日本人」のみが共感できるものに仕立てあげ、維持していくことであったため、改良は決して許されることではなかった。

山田のこのような考え方は、近代日本の「国語」構築とは対立するもので、「国語」は国民だれもが共有すべきものとして、話し言葉を中心に平易に改良することを目指した近代日本の「国語」政策の方向とは異なる立場なのである。

本稿は日本の三大文法として知られている山田孝雄の研究の全般を概観しながら、山田文法にみられる言語思想、政治性、国語観について考察するものである。従って総論としての考察に止まった。今後、稿を改めて山田文法に踏み込んだ綿密な考察を試みたいと思う。

【参考文献】

- イ・ヨンスク (1996) 『国語という思想』岩波書店
- 上田万年 (1894/1968) 「国語と国家と」『明治文学全集44』筑摩書房
- 大久保忠利 (1955) 『コトバの生理と文法論』春秋社
- _____ (1961) 「陳述論-1-」『人文学報』25号、東京都立大学人文学部編
- _____ (1968) 『日本文法陳述論』明治書院
- 尾上圭介 (1981) 「山田文法とは」『月刊言語』10巻1号
- _____ (1986) 「感嘆文と希求・命令文—喚体・述体概念の有効性—」『松村明教授古稀記念・国語研究論集』
- _____ (1993) 「文法論—陳述論の誕生と終演—」『国語と国文学』東京大学国語国文学会
- 亀井孝 (1971) 「「こくご」とはいかなることばなりや」『亀井孝論文集1 日本語学のために』吉川弘文館 p 229、230
- 川端善明 (1963) 「喚体と述体—係助詞と助動詞とその層」『女子大文学・国文学編』15号 大阪女子大学人文学部
- 国語学会編 (1984) 『国語学大辞典』東京堂出版、p 777
- 子安宣邦 (2003) 『漢字論—不可避の他者』岩波書店
- 田中克彦 (1997) 『ことばと国家』岩波新書、p 53~66
- 田中春美編 (1994) 『現代言語学辞典』成美堂、p 261
- 時枝誠記(1941) 『国語学言論』岩波書店
- 富山図書館編 (1999) 『山田孝雄文献目録』富山市立図書館
- 中山栄子 (1980) 「国語学五大人 山田孝雄先生」『名月記』金港堂出版
- 古田東朔(1976) 「文法研究の歴史(2)」『岩波講座日本語 6』岩波書店、p 319~324
- 山田孝雄 (1908) 『日本文法論』宝文館、p 1~6
- _____ (1910) 『大日本国体概論』宝文館
- _____ (1924) 『敬語法の研究』宝文館
- _____ (1931) 『日本文法要論』岩波書店
- _____ (1933) 『国体の本義』宝文館
- _____ (1935) 『国語学史要』宝文館、p 2
- _____ (1936) 『日本文法学概論』宝文館、p 936
- _____ (1938/1997) 「国語と国民性」『叢書日本人論35』大空社、p 37

- _____ (1943a) 『国語の本質』白水社、 p 40、 43、 51、 52、 79-80、 81、 83、
105、 112
- _____ (1943b) 『国語学史』宝文館
- 安田敏朗 (1997) 『植民地のなかの「国語学」一時枝誠記と京城帝国大学をめぐっ
て』三元社

要 旨

山田孝雄は日本の三大文法の一つである山田文法で知られている研究者である。そこで山田＝文法として受け止められているが、山田の研究活動全体を見渡すと、文法研究はその一部にすぎず、ほとんどが国家主義思想に基づいた思想書や日本の歴史、古典の研究などである。そして文法研究も「日本人論」の研究として行った。一般的に文法は言語体系の記述として理解されているが、山田文法でみられるように、文法は思想や言語観、国家観などによって大いに影響されるものである。

山田は1902年著した『日本文法論上巻』を筆頭に文法研究に励んだが、文法研究の本来の目的は「日本人論」であり、「日本文化論」であった。つまり文法研究を通して、あるべき「日本人」の姿を描こうとしたのである。そしてその「日本人像」は彼の膨大な著作が物語っているように天皇制ナショナリズムに基づいた「日本人像」であった。その流れにおいて山田文法は、日本人の心理作用、直感、感性をキー概念として展開していく。そして山田の「日本語」に関する言語観は、言語＝日本人の思想であり、それは「万世一系の天皇」を中心とする思想を基にするものであるため、「永遠に変わらない」ものであった。したがって、近代日本の「国語」においても一切の「改良」を認めず、口語を中心とする規範に激しく反対した。これは近代日本の「国語」政策とは対立するもので、山田をはじめとするいわゆる「保守派」の反対によって、敗戦をむかえ、アメリカ主導の教育使節団による「現代かなづかい」と「当用漢字表」が出されるまで、「国語」政策はギクシャクした。

キーワード：山田孝雄、山田文法、文法、思想、言語観、国語、国語改良、直感

투 고 : 2009. 11. 30
1차 심사 : 2009. 12. 12
2차 심사 : 2010. 01. 09